

障害基礎年金は、病気やケガによって生活や仕事が制限されるようになったときに受け取ることができる年金です。

障害基礎年金を受けられる方

障害基礎年金は、次の①～③の条件を満たす方が受けられます。

① 初診日

障がいの原因となった病気やケガの初診日が次のいずれかの期間にあること

- ・ 国民年金加入期間
- ・ 20歳前の年金未加入期間
- ・ 60歳以上65歳未満の年金未加入期間(国内に住んでいる方のみ)
- ・ 原則、老齢基礎年金を繰上げ受給している方を除く

初診日とは 障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。同一の病気やケガで、複数の病院を受診しているときは、一番初めに医師・歯科医師の診察を受けた日が初診日となります。

- ・ 初診日が厚生年金加入期間中にある場合は、障害厚生年金を受けられることがありますので、年金事務所・共済組合などにご相談ください。
- また、第3号被保険者期間中に初診日がある場合は、年金事務所にご相談ください。
- ・ 初診日が65歳以上の場合には、障害基礎年金を受けられません。

② 障がいの程度

障がいの程度が、障がい認定日に政令で定められた障害等級表の1級または2級に該当していること。

障害認定日とは 初診日から1年6カ月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日(20歳前に初診日のあるときは、20歳に達したときのどちらか遅いほう)

- ・ 事後重症請求～障がい認定日に障がいの程度が軽くても、その後に症状が重くなり65歳になるまでに1級・2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けられることがあります。
- その場合、65歳の誕生日の前々日までに請求が必要です。
- ・ 障害年金の等級は年金制度の等級であり、障がい者手帳などの等級とは異なりますので、障がい者手帳などをお持ちの方でも、障害年金を受けられない場合があります。

③ 保険料の納付

初診日が20歳以降の場合には、次のいずれかの保険料納付要件を満たすこと

- ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除などの承認期間を合わせた期間が、加入期間の3分の2以上あること
- ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がないこと(令和18年4月1日前に初診日がある時に限る)
- ・ 初診日が20歳前の場合は保険料の納付要件は必要ありません。

年金額（令和8年度）

● 1級（年額） 1,059,125円
【1,056,125円】

● 2級（年額） 847,300円
【844,900円】

【 】は昭和31年4月1日以前生まれの方

配偶者が老齢(障害)厚生年金の加給年金を受給している場合、障害基礎年金を受給することにより、配偶者の加給年金は停止されます。

受給者によって生計を維持されている子がいる場合は、子の人数に応じて、次の額が加算されます。

子の人数	加算額（1人につき）
1人目・2人目	各 243,800円
3人目以降	各 81,300円

子とは、18歳になった最初の3月31日までの子（障がいのある子は20歳未満）

障害年金の子の加算と配偶者への児童扶養手当は、まず障害年金の子の加算額を受け、児童扶養手当が子の加算額より高いときにその差額分を受けることになります。

支給の制限など

■次のいずれかに該当するときは、障害基礎年金の支給は停止されます。

- ①障がいとなった病気やケガで労働基準法による障がい補償を受けられるとき（6年間の支給停止）
- ②障がいの程度が軽くなり、2級にも該当しなくなったとき

■次のいずれかに該当するときは、障害基礎年金の支給が停止される場合があります。

- ①初診日が20歳前で受給者本人の所得が下表の金額を超える場合

20歳前傷病による障害基礎年金の本人所得限度額

	本人所得額
全額停止	4,794,000円
一部(2分の1)支給停止	3,761,000円

加算額（1人につき）	
扶養親族	380,000円
老人扶養親族	480,000円
特定扶養親族	630,000円

- ・扶養親族等がいる場合の本人所得制限額は、本人所得額に加算額を加えた金額になります。
- ・老人扶養親族には老人控除対象配偶者も含まれます。
- ・特定扶養親族には控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）も含まれます。

- ②日本国外に居住する場合

■初診日が20歳以後にある障がいにより障害基礎年金を受けている方は、所得による制限はありません。